

はしがき

平成11年に、自己決定の尊重・ノーマライゼーションなどを掲げて成年後見制度が発足して20年が経過し、この間、従来の禁治産・準禁治産制度と比較して飛躍的に利用件数が増加し、一定の成果があがっている。しかし、利用件数が過少にとどまっていること、制度の理念と制度運用の実情との乖離、発足当時には予想し難かった事態が発生するなどの問題点が指摘され、また、家裁における運用方針にも少なからず変動がみられる。

そこで、成年後見制度のこのような状況を踏まえ、制度利用の適正・迅速を図る趣旨から、制度の理念、運用の指針を解説するとともに、その変遷を述べ、併せて問題点を指摘する趣旨で、本書を出版することとした。類書が多数存する現状において、あえて本書を上梓する趣旨は以下の点にある。

- 1 本書の執筆者は、平成25年から27年まで、横浜家庭裁判所の成年後見部に勤務した5名の裁判官と1名の書記官である。成年後見人の家裁実務に携わった者たちが、問題意識を共通にしつつ種々の事案解決に当たった経験を一つの書籍にまとめることには意義があると考えます。
- 2 本書は、成年後見制度の理念ないし法制度のあり方を踏まえたうえで、問題点を指摘しつつ実務の運用を解説する。事件処理の実際のみを叙述するものではない。制度の効率的な運用を図る必要があることは言うまでもないが、問題点を把握しないまま実務を紹介することは適切でないと考えます。
- 3 本書は、上梓までの間に公刊された、成年後見人事件に関する判例及びこれに影響を及ぼすと考えられる判例について、できる限り解説を試みた。成年後見制度の多くは争訟性を伴うものではないので、その運用の適正が判例によって担保されることは少なく、そもそも判例数も多くはない。しかし、これらの判例は、成年後見制度の理念や基本的な制度の運用に触れており、あるいはこれを前提にしていることが明白であることから、制度の運用のあり方を考える際に欠かせないと考える。

本書の意図は以上の点にあるが、どこまで斯界に寄与できたかはなはだ心

許ないが，大方の叱正に待ちたい。

最後に，事件処理で多忙な中，趣旨に賛同してご執筆していただいた筆者の方々に感謝するとともに，企画から出版まで思わぬ時日を要したにもかかわらず，編集の労を惜しまなかった山田政弘氏に謝意を表したい。

2020年1月

松原 正明

浦木 厚利

目次

序章 各章の概要

第1章 成年後見制度の概要及び課題

I 成年後見制度改正の経緯	14
1 禁治産及び準禁治産の制度への批判	14
2 諸外国の動向	15
(1) 大陸法系	15
(2) 英米法系	15
3 我が国における高齢化社会への対応及び障害者福祉制度の充実	16
II 成年後見制度の成立	18
1 成年後見関連四法の成立	18
2 成年後見関連四法の構成	18
III 成年後見制度の改正点	20
1 禁治産・準禁治産制度からの改正点	20
(1) 成年後見制度における選択肢の多様化	20
(2) 補助制度の創設	20
(3) 取消権の対象の縮減	20
(4) 保佐人への代理権・取消権の付与	21

(5) 市区町村長（特別区も含む）への法定後見開始の審判の申立権の付与	21
(6) 名称の変更及び欠格条項の縮減	21
(7) 後見登記制度の新設	21
2 後見人・保佐人等の制度の改正点	21
(1) 配偶者法定後見人制度の廃止	21
(2) 複数後見人，保佐人及び法人後見人選任の許容	22
(3) 身上配慮義務の位置付け	22
(4) 後見監督制度の充実	22
IV 成年後見制度の理念	23
1 自己決定の尊重	23
2 ノーマライゼーション	23
3 残存能力の活用	23
V 成年後見関係制度の実情及び問題点	24
1 成年後見関係制度の利用状況	24
(1) 平成 23 年から平成 30 年の利用者数の推移	24
(A) 制度利用者が少数	24
(B) 成年後見事件の偏重	25
(C) 任意後見制度利用者が少数	25
(2) 申立人と本人との関係	26
(A) 統計	26
(B) 市区町村長申立ての増加	26
(C) 増加の原因	27
(D) 市区町村長の申立ての適法性	28
2 家庭裁判所における審理期間と鑑定	28

(1) 審理期間	28
(2) 鑑定の実施	29
(3) 鑑定費用	30
(4) 鑑定等の省略	30
3 成年後見人等と本人の関係	30
(1) 親族後見人等の減少と第三者（専門職）後見人等の増加	30
(2) 市民後見人の増加	31
(A) 市民後見人制度	31
(B) 市民後見人制度の現状	32
4 後見制度支援信託制度の導入	33
5 成年後見人の不正	33
VI 利用促進法及び円滑化法の成立	35
1 利用促進法	35
2 円滑化法	35
(1) 従来の実務の運用とその問題点	36
(A) 成年後見人による郵便物等の管理	36
(B) 成年後見人の死後事務	37
(2) 民法の一部改正	37
(A) 郵便物等配達の囑託（郵便転送）	37
(B) 死後事務	38
(3) 家事法の一部改正	40
(A) 成年被後見人の手続行為能力	40
(B) 成年被後見人の陳述の録取	40
(C) 審判の告知等	40
(D) 即時抗告	41
5 陳述の録取の例外	41

第2章 成年後見事件等の開始

I	対象者	44
1	成年後見の対象者	44
(1)	事理を弁識する能力を欠く常況にある者	44
(2)	未成年者	45
(3)	外国人	45
2	保佐の対象者	45
3	補助の対象者	46
II	成年後見人・保佐人・補助人	47
1	成年後見人	47
(1)	概要	47
(2)	法人成年後見人	48
(3)	欠格事由	49
(4)	複数成年後見人	50
2	保佐人	51
(1)	概要	51
(2)	同意権	52
(3)	代理権	53
3	補助人	55
(1)	概要	55
(2)	同意権	56
(3)	代理権	56
III	申立権者	58

1	成年後見開始の申立権者	58
(1)	民法上の申立権者	58
(2)	任意後見契約法上の申立権者	58
(3)	市町村長	59
(4)	職権による審判の可否	59
2	保佐の申立権者	59
(1)	保佐開始の申立権者	59
(2)	同意権拡張の申立権者	60
(3)	代理権付与の申立権者	60
3	補助の申立権者	61
(1)	補助開始の申立権者	61
(2)	同意権付与の申立権者	61
(3)	代理権付与の申立権者	62
IV	申立手続	63
1	管轄	63
2	手続行為能力	67
3	申立書及び添付書類の提出	68
4	費用の予納	69
5	当事者参加及び利害関係参加	70
(1)	当事者参加	70
(2)	利害関係参加	71
6	申立ての取下げ	73
7	面接・調査	74
(1)	参与員による事情聴取	74
(2)	家庭裁判所調査官の調査	76
8	本人の陳述聴取・同意の確認	77
9	鑑定	78

10	趣旨変更	80
11	成年後見人等の候補者の推薦依頼，意見の聴取	81
V	審判等	83
1	成年後見等開始の審判	83
(1)	成年後見等開始の審判	83
(2)	審判相互の調整	84
(3)	任意後見制度との関係	84
(4)	却下の裁判	85
(5)	手続費用の裁判	86
2	審判の告知・通知	86
3	即時抗告	88
4	登記の囑託	90
VI	成年後見等開始の審判による資格制限等	91
VII	審判前の保全処分	93
1	概要	93
2	財産の管理者の選任	93
3	事件の関係人に対する指示	95
4	後見命令・保佐命令・補助命令	95
5	審判前の保全処分の申立て及び審理	96
6	告知及び通知	97
7	即時抗告	98
8	審判前の保全処分の取下げ	98
VIII	涉外事件	100

1 概要	100
2 成年後見等開始の審判事件	100
3 成年後見等開始の審判の取消事件	101
4 成年後見等に関する審判事件	102
(1) 概要	102
(2) 外国における成年後見等の裁判の日本における効力	103

第3章 成年後見人等の職務と権限

I 成年後見人の職務と権限

1 概要	106
2 選任直後の実務	107
(1) 財産等の引継ぎ	107
(2) 財産の調査及び財産目録の作成	108
(3) 郵便物等の配達の嘱託	110
(A) 嘱託の申立て	110
(B) 回送郵便物の開披	113
(C) 嘱託の取消し, 変更	113
(D) 成年後見人の任務終了による嘱託の取消し	114
(4) 後見事務の計画	114
(5) 収支の計画の立案	115
(6) 金融機関及び関係官署への届出	116
(7) 成年後見人であることの証明	117
3 財産管理	117
(1) 財産管理権	118

(2) 代理権	119
(3) 代理権の制限	120
(4) 預貯金, 有価証券の管理	122
(5) 成年被後見人の財産から支出できるもの	123
(6) 成年被後見人の財産の処分	126
(7) 成年被後見人の居住用不動産の処分	127
(8) 成年被後見人の居住用不動産のリフォーム	129
(9) 成年被後見人の墓地・墓石の購入	130
(10) 成年被後見人と成年後見人の利益相反行為	131
(A) 概説	131
(B) 利益相反行為の当事者	131
(C) 利益相反の判断基準	131
(D) 利益相反行為に該当するか否かの具体例	132
(E) 特別代理人の選任	133
(F) 特別代理人を選任しないでなされた行為の効力	134
(11) 取消権	134
(A) 取り消すことができる行為	134
(B) 取消権の行使	135
(C) 取消権の制限	136
4 身上監護	139
(1) 身上監護事務	139
(2) 身上配慮義務	141
5 費用・報酬等	142
(1) 費用	142
(2) 報酬	142
6 事務報告等	144
7 福祉制度等の利用	145
(1) 介護保険制度	145

(A)	介護保険制度の概要	145
(B)	要介護認定	146
(C)	ケアプランの作成	146
(D)	介護サービスの概要	147
(E)	保険料の支払い	148
(F)	介護保険料の滞納	149
(G)	要介護認定等に対する審査請求・取消訴訟	150
(H)	要介護認定の区分変更申請	150
(2)	高額療養費の払戻し	151
(3)	生活保護	151
(A)	生活扶助	152
(B)	医療扶助	152
(C)	介護扶助	152
(D)	住宅扶助	152
(E)	成年後見人の報酬の助成	153
8	トラブルへの対応	153
(1)	成年被後見人の親族との対応	153
(2)	成年被後見人の親族が不適切な支出をした場合	154
(3)	成年被後見人がなした法律行為への対処	154
(4)	医療・社会福祉サービスにおける処遇への対処	155
(5)	成年後見人の第三者に対する責任	155
9	後見の類型に変更が生じたとき	157
II	保佐人・補助人の職務と実務	158
1	保佐人・補助人の権限	158
2	同意権の行使	159
3	保佐人・補助人の同意に代わる許可	160
4	取消権の行使, 追認	160

5	代理権の行使	161
6	財産等の引継ぎ, 財産の調査, 財産目録の作成	162
7	居住用不動産の処分	162
8	利益相反行為——臨時保佐人・臨時補助人の選任	163
9	その他	164

第4章 後見等監督

I	概要	166
1	後見人等の裁量及び責任	166
(1)	私的自治の原則と後見制度	166
(2)	成年後見制度の理念	167
2	家庭裁判所が行う後見等監督	167
(1)	根拠	167
(2)	家庭裁判所が行う後見等監督の目的	168
(3)	成年後見制度の発足と後見等監督	168
3	後見人等の裁量と後見等監督との関係	170
4	後見等監督の在り方	172
(1)	家庭裁判所の役割	172
(2)	後見等監督における重要な視点	172
(A)	後見人等選任時	172
(B)	適切な専門職後見人等, 後見監督人等の選任	173
(C)	後見人等の裁量に配慮した後見等の監督の実施	174
(D)	効果的な後見等監督の実現	174
(E)	後見人等の不正行為に対する厳格な対応	175
II	後見人候補者等の検討	176

1	親族後見人等を選任する場合	176
(1)	親族後見人等の特徴	176
(2)	親族後見人等への職務と責任の説明の充実	176
	(A) 申立て時即日に事情を聴取	177
	(B) 後見人等職務説明会	177
	(C) 誓約書の提出	177
	(D) 理解度チェック	178
2	第三者後見人等を選任する場合	178
(1)	専門職後見人等を選任する場合	178
	(A) 専門職後見人等	178
	(a) 専門職後見人等の一般的な特徴	178
	(b) 専門職後見人等の職種と選任事案	179
	(B) 選任手続の方法	180
(2)	法人成年後見人等	180
	(A) 法人成年後見人等の意義	180
	(B) 法人の適格性の審査事項	180
(3)	市民後見人	181
	(A) 市民後見人の意義	181
	(B) 市民後見人の特徴	181
	(C) 市民後見人の活動形態	182
	(D) 家庭裁判所における選任形態	182
	(E) 家庭裁判所と地方自治体との連携	182
(4)	複数の成年後見人等を選任する場合	182
	(A) 複数の成年後見人等の選任の必要性	182
	(B) 複数の成年後見人等の権限	183
	(a) 単独行使の原則	183
	(b) 共同行使	183
	(c) 権限分掌	184

- (d) 権限の制限を超えてなされた行為の効力 184
- (e) 権限の共同行使または分掌の定め取消し 185
- (f) 第三者からの意思表示の受動代理 185

Ⅲ 成年後見監督人……………186

1 成年後見監督人の選任……………186

- (1) 意義……………186
- (2) 成年後見監督人が選任される場合……………186

2 成年後見監督人の職務と権限……………187

- (1) 成年後見監督人の職務……………187
- (2) 成年後見監督人の権限……………188

(A) 財産調査, 財産目録作成への立会い 188

(B) 本人への債権・債務の申出の受理 188

(C) 後見事務の監督 189

(a) 後見事務及び被後見人の財産調査 189

(b) 後見事務についての必要な処分請求 189

(c) 後見人の行為への同意 189

(d) 後見人の横領行為に対する対策 190

(e) 家庭裁判所に対する後見人の解任請求 191

(f) 後見人が欠けた場合の措置 191

(g) 急迫な事情がある場合の必要な処分 191

(h) 被後見人本人との面会 191

(3) 成年後見監督人の終了事由……………192

(A) 終了事由 192

(B) 後見監督終了時になすべきこと 192

(4) 保佐監督人・補助監督人の職務……………193

Ⅳ 後見等監督 (後見人等の不正行為の防止)……………194

1	概要	194
(1)	後見監督の意義	194
(2)	家庭裁判所による後見人等の不正行為の把握	194
2	家庭裁判所による後見人等の不正行為への対応	195
(1)	不正行為，不相当な後見等事務	195
(2)	不相当な後見事務への対応	195
(3)	後見等監督における家庭裁判所の視点	196
(A)	不正行為の兆候	196
(B)	迅速な対応	196
(C)	正確な事実関係の把握	196
3	不正行為の発見	196
(1)	後見等事務報告書の管理	196
(2)	後見等事務報告書の記載不備，資料不足	197
4	不正行為が行われている蓋然性が高い場合の対応	197
(1)	調査嘱託	197
(A)	調査嘱託の意義	197
(B)	調査嘱託を活用すべき場面	197
(2)	家庭裁判所調査官による調査	198
(3)	審問	198
(4)	調査人による調査	199
(A)	意義	199
(B)	手続	199
(C)	調査	200
(D)	報酬	200
5	不正行為に対する対応	201
(1)	後見人等の解任①（成年後見人）	201
(A)	後見人等の解任事件，同選任事件の立件	201
(a)	成年後見人等解任事件，同選任事件の申立て，又は職権による立件	

	201
(ア) 申立てによる場合	201
(イ) 職権による場合	202
(b) 審判前の保全処分の要否の検討	202
(B) 成年後見人等解任事件, 同選任事件の審理	203
(C) 審判前の保全処分	203
(a) 審判前の保全処分の内容	203
(b) 成年後見人等解任事件において審判前の保全処分が必要な場合	203
(c) 審判前の保全処分の手続	204
(d) 審判前の保全処分の審理	204
(e) 審判前の保全処分の審判	205
(D) 審判前の保全処分に代えて, 複数の後見人等を選任する場合	205
(E) 後見監督人, 保佐監督人, 補助監督人の解任	205
(2) 後見人の解任②(未成年後見人).....	206
(A) 解任の手続	206
(B) 審判前の保全処分の活用	206
(3) 後見人等を解任しないこともある場合.....	206
(A) 解任しないこともある場合	206
(a) 被害額が少なく, 被害弁償も行われ, 本人も反省している場合	207
(b) 身上監護を熱心に行っている場合	207
(B) 解任しない場合の対応	207
(4) 本人の財産保護のための対応.....	207
(A) 弁済計画と誓約書	208
(B) 新後見人等からの損害賠償請求	208

V 後見人に対する家庭裁判所の監督責任	209
---------------------	-----

第5章 成年後見人に対する家庭裁判所の監督責任

I 裁判官の不法行為を理由とする国家賠償	212
----------------------	-----

1 問題の所在	212
2 国家賠償請求における「公務員」	212
3 裁判官による職務行為の違法性判断基準	213
4 後見監督事務における裁判官の不法行為	214
(1) 後見監督事務の特殊性	214
(2) 下級審裁判例	215
(A) 広島地福山支判平成22年9月15日金商1392号58頁	215
(B) 大阪地堺支判平成25年3月14日金商1417号22頁	215
(C) 広島高判平成24年2月20日判タ1385号141頁	215
(D) 宮崎地判平成26年10月15日判時2247号92頁	216
(3) 結論	217

II 行政庁の規制権限不行使についての違法性	218
------------------------	-----

1 行政便宜主義と効果裁量	218
2 裁量統制の理論	219
3 裁判例の概観	221
(1) 下級審裁判例	221
(A) 裁量権収縮理論の裁判例	221
(B) 裁量権消極的濫用理論の裁判例	221
(2) 最高裁判例	222
4 検討ないし総括	223

Ⅲ	家庭裁判所による後見監督についての違法性	224
1	家庭裁判所による監督権限不行使の違法性についての判断	224
2	裁量権収縮の4要件と後見監督	225
Ⅳ	前記裁判例の事案検討	226
1	福山支判及び広島高判の事例	226
(1)	事案の概要	226
	(A) 成年後見開始の審判まで	226
	(B) 第1回後見監督事件まで	226
	(C) 第2回後見監督事件から成年後見人の解任まで	227
	(D) 第1審判決	227
	(E) 控訴審判決	228
(2)	事案についての検討	228
2	堺支判の事例	229
(1)	事案の概要	229
(2)	事案についての検討	231
3	宮崎地判の事例	232
(1)	事案の概要	232
(2)	事案についての検討	236
4	総括	236

第6章 成年後見の終局

Ⅰ	終了事由等	240
1	総論	240

2	本人等の死亡による後見等の終了の場合の死亡報告	241
3	その他任務終了に伴う成年後見人等の職務上の事務	242
(1)	任務終了の管理計算	242
(A)	趣旨	242
(B)	管理計算の具体的内容	243
(C)	報告の方式	244
(2)	成年後見終了登記	244
(3)	相続人への財産の返還	244
4	成年後見人等に権限が認められる事務	249
(1)	死亡届	249
(2)	相続人調査	249
(3)	相続財産管理人選任の申立て	249
5	成年後見人等の権限が問題となる事務	250
(1)	権限の根拠一般	250
(A)	緊急処分義務	250
(B)	事務管理	251
(2)	個別事務の検討	252
(A)	葬儀・埋葬火葬	252
(B)	債務の弁済	252
(C)	住居の処理	253
II	成年後見制度の利用促進と円滑化	254
1	利用促進法と円滑化法	254
(1)	概要	254
(2)	利用促進法	255
(3)	円滑化法	256
2	死後の事務	257
(1)	改正の経緯	257

(2) 本人死亡後の成年後見人の権限に関する改正	258
(A) 概要	258
(B) 保存行為ができる行為	258
3 円滑化法における成年後見人の郵便物における権限	262
(1) 総論	262
(2) 問題状況 1	262
(3) 問題状況 2	263
(4) 郵便物に関する改正	263
(A) 民法 860 条の 2	263
(a) 成年後見人による郵便物等の管理	263
(b) 対象	264
(c) 期間	264
(B) 成年後見人の開封、閲覧の権限	264
(C) 家事法の改正	265

第 7 章 任意後見

I 概要	268
1 定義	268
2 制度導入の背景と意義	268
3 任意後見契約と委任契約	269
(1) 任意後見契約の法的性質	269
(2) 民法上の委任契約に基づく財産管理等の委託	270
(3) 任意後見と委任との選択	271
4 法定後見制度との差異及び優先関係	272
5 任意後見と法定後見との選択	272
(1) いずれの制度も利用していない場合	273

(A) 任意後見人として信頼できる者が存在するか否か	273
(B) 法定後見開始により本人に欠格事由が生じるか否か	273
(C) 取消権を付与する必要が存するか否か	273
(D) 死後の事務を委任する必要が存するか否か	274
(E) 報酬の定めを明らかにしておく必要が存するか否か	274
(F) 監督人による監督の必要が存するか否か	275
(2) 既にいずれかの制度が先行している場合	275
(A) 任意後見から法定後見への移行	275
(B) 法定後見から任意後見への移行	276
6 任意後見と信託との選択	277
(1) 福祉型信託とその問題点	277
(2) 福祉型信託と任意後見契約の併用	278
II 任意後見契約の締結	280
1 任意後見契約の関係者	280
(1) 本人 (任意後見契約法 2 条 2 号)	280
(A) 本人及び契約の有効性の問題点	280
(B) 意思能力の必要性	281
(C) いわゆる「親なき後の問題」	281
(a) 子が契約の主体となる場合	281
(b) 親が契約の主体となる場合	283
(2) 任意後見受任者 (任意後見契約法 2 条 3 号)	283
(A) 定義	283
(B) 資格制限等	283
(C) 法人を選任することの可否	284
(D) 複数名を選任することの可否	284
(3) 任意後見人 (任意後見契約法 2 条 4 号)	285
(4) 任意後見監督人 (任意後見契約法 4 条 1 項)	285

(A) 定義	285
(B) 資格制限等	286
(C) 複数名を選任することの可否	286
2 任意後見契約の内容	286
(1) 任意後見契約の利用形態	286
(A) 将来型の任意後見契約	286
(B) 移行型の任意後見契約	287
(C) 即効型の任意後見契約	288
(2) 委任の対象となる事務	289
(A) 委任対象事務の範囲	289
(B) 事実行為	290
(C) 財産管理に関する事務	290
(a) 財産の管理・保存・処分等に関する事項	290
(b) 金融機関との取引に関する事項	290
(c) 定期的な収入の受領及び費用の支払いに関する事項	291
(d) 生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項	291
(e) 相続に関する事項	291
(f) 保険に関する事項	291
(g) 証書等の保管及び各種の手続に関する事項	291
(D) 身上監護に関する事務	291
(a) 介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項	291
(b) 住居に関する事項	292
(c) 医療に関する事項	292
(E) 公法上の行為	292
(F) 訴訟行為	293
(G) 医的侵襲行為に対する同意	294
(H) リビング・ウィル	296
(I) 居所指定権	296

(J) 死後の事務	297
(K) 子についての法定後見開始申立代理権	299
3 任意後見契約の締結手順	300
(1) 公正証書作成の必要性	300
(2) 公正証書作成時の留意点	301
(A) 本人の意思能力及び契約締結意思の確認	301
(B) 本人に対する教示	301
(C) 任意後見受任者の適格性の審査	302
(D) 代理権目録	303
(E) 任意後見契約の登記	304
(F) 任意後見契約の変更	304
Ⅲ 任意後見の開始（任意後見監督人の選任）	306
1 概説	306
2 管轄	306
3 申立権者	306
4 選任審判の実体的要件	307
(1) 任意後見契約の登記	307
(2) 本人の判断能力の低下	308
5 選任審判の手続的要件	309
(1) 申立権者による申立て	309
(2) 本人の同意	309
6 任意後見監督人選任審判の障害事由	310
(1) 総説	310
(2) 本人が未成年者であるとき（任意後見契約法4条1項1号）	310
310	
(3) 本人が成年被後見人，被保佐人，被補助人のいずれかであり，かつ，既存の後見，保佐，補助を継続することが本人	

の利益のため特に必要と認められるとき（任意後見契約法4条1項2号）	311
(4) 任意後見受任者に不適任な事由が存在するとき（任意後見契約法4条1項3号）	312
(A) 民法847条各号（4号を除く）に掲げる者	312
(B) 任意後見受任者が、本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族	312
(C) 不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者	313
7 任意後見監督人の欠格事由	314
(1) 欠格事由	314
(2) 契約発効後における欠格事由の発生	314
8 任意後見監督人の候補者	315
9 任意後見監督人の選任における考慮事情	315
10 任意後見監督人選任の審判手続	316
(1) 関係者に対する意見聴取	316
(2) 申立ての取下げの制限	317
(3) 審判の告知と即時抗告	317
(4) 任意後見監督人の補充及び追加	318
IV 任意後見人の職務の遂行	320
1 総説	320
2 金融機関との取引	321
3 不動産の処分	321
4 施設入所	322
5 医療契約とリビング・ウィル	323
6 死後の事務	323
7 本人の意思の尊重義務と身上配慮義務	323

(1) 任意後見契約法 6 条の趣旨	323
(2) 身上配慮義務	324
(A) 身上配慮義務の法的性質	324
(B) 身上配慮義務の対象となる事務の範囲	325
(3) 本人意思尊重義務	325
8 任意後見人の報酬及び費用	326
(1) 任意後見人の報酬	326
(2) 任意後見人の費用	327
V 任意後見監督人の職務の遂行	328
1 総説	328
2 任意後見監督人の職務内容	329
3 任意後見人に対する報告請求権及び調査権	329
4 家庭裁判所への報告	330
5 急迫時における事務遂行	331
6 利益相反行為	332
7 任意後見監督人の善管注意義務等	333
8 任意後見監督人が複数いる場合	333
9 任意後見監督人の報酬及び費用	334
VI 任意後見人の解任	335
1 総説	335
2 実体的要件	335
3 手続的要件	336
4 解任の審判	337
5 解任審判前の保全処分	338

Ⅶ 任意後見契約の解除	339
1 総説	339
2 任意後見監督人選任前の解除	339
3 任意後見監督人選任後の解除	340
4 一部解除の可否	342
5 解除の効果	342
Ⅷ 任意後見監督人の辞任・解任	344
1 任意後見監督人の辞任	344
2 任意後見監督人の解任	345
(1) 総説	345
(2) 解任事由	345
(3) 解任請求権者	345
(4) 解任審判手続	346
(5) 審判の告知	346
(6) 即時抗告	347
(7) 解任審判事件の保全処分	347
(8) 新たな任意後見監督人の選任	347
Ⅸ 法定後見制度との関係	349
1 任意後見優先の原則	349
2 任意後見が先行している場合	349
(1) 原則（法定後見開始の申立て却下）	349
(2) 例外（法定後見開始の審判をすべき場合）	349
(3) 法定後見開始の申立権者	350
(4) 法定後見開始による任意後見契約の終了	351

3	法定後見が先行している場合	351
X	任意後見契約の終了	353
1	任意後見契約の終了事由	353
2	任意後見契約終了の効果	353
(1)	報告義務	353
(2)	財産引渡義務	353
3	代理権消滅の対抗要件	355
(1)	総説	355
(2)	任意後見契約法 11 条の適用要件	355
(3)	任意後見契約法 11 条の効果	356

第 8 章 後見制度支援信託

I	概要	360
II	運用状況	361
1	後見制度支援信託の仕組み	361
(1)	利用可能な後見等類型	361
(2)	当事者等	363
(3)	合同運用指定金銭信託の仕組みの利用	363
(A)	対象となる財産	363
(B)	信託財産を保護する制度的枠組み	364
(C)	運用方針と配当及び費用	364
(4)	信託契約の内容	365
(A)	後見人が検討すべき契約内容	365
(B)	その余の契約内容に関する定め	365

(C) 家庭裁判所の指示書を要する取引等	366
(D) 信託の終了事由等	366
(5) 利用可能地域等	367
2 家庭裁判所における後見制度支援信託の運用状況	368
(1) 導入の経緯	368
(2) 導入後の利用状況	369
(3) 積極的な導入の背景	370
III 手続の流れ	373
1 家庭裁判所による信託利用検討の促し	373
(1) 家庭裁判所における信託利用検討が相当な事案の選別	373
(A) 不正予防策を講じておくべき事案	374
(B) 適格性のある親族後見人がいること	375
(C) 信託の対象財産が金銭に限られることによる考慮	376
(D) 小括	377
(2) 後見制度支援信託の説明とその利用の促し	377
(3) 信託専門職関与の必要性和関与の仕組み	379
(A) 第三者としての客観性と専門性の確保	379
(B) 信託専門職関与の仕組み	379
2 信託専門職後見人による検討と信託契約の締結	381
(1) 選任後の活動	381
(2) 信託利用の当否及び信託条件の設定についての検討	381
(A) 信託利用の当否に係る検討	382
(a) 留意事項等	382
(b) 実務の動向	383
(B) 信託条件の設定に関する検討	385
(a) 換価の必要性及び相当性の検討	385
(b) 手元金及び定期交付金の設定	387

(3) 家庭裁判所による指示書の発行	387
3 信託専門職後見人の辞任及び引継ぎ	389
4 信託契約締結後の事務	390
 IV 今後について	 393
1 利用可能な類型の拡大	393
2 取扱い金融機関の増加	393
3 監督人方式の利用拡大	394
4 専門職後見人等による信託利用の拡大	394
 V 補：後見制度支援預金制度	 396
1 総論	396
(1) 概要	396
(2) 導入の経緯	396
(3) 後見制度支援信託と後見制度支援預金	397
2 各論	398
(1) 概要	398
(2) 後見制度支援預金の意義	398
(3) 後見制度支援預金の対象となる財産	399
(4) 後見制度支援預金の利用対象者	399
(5) 後見制度支援預金の利用に必要な費用	399
(6) 後見制度支援預金を利用するメリット	400
3 後見制度支援預金を利用する場合の手続の流れ	400
(1) 一般的な手続の流れ	400
(A) 後見制度支援預金利用の開始	400
(B) 後見制度支援預金利用の開始についての家庭裁判所の判断	401
(2) 後見制度支援預金利用の開始についての特殊な手続	401

第9章 後見等事件の記録の閲覧・謄写

I	概要	404
1	家事法47条にいう「当事者」とは誰を指すか	404
2	後見事件等における「家事審判事件」とは具体的には何か	405
3	家事法47条が定める規律の概要と趣旨はどのようなものか	407
4	家事法施行日前に係属した事件に関する留意点	409
II	当事者からの閲覧等の申請	411
1	規律	411
(1)	概観	411
(2)	家事法47条4項の例外規定	413
2	事件ごとの検討	422
(1)	後見開始の審判事件	422
(A)	基本的な考え方	422
(B)	具体的な取扱い	425
(2)	任意後見監督人選任の審判事件	427
(3)	成年後見人等の解任の審判事件	428
(A)	基本的な考え方	428
(B)	具体的な取扱い	430
III	利害関係人からの閲覧等の申請	432
1	規律	432
2	事件ごとの検討	432

(1) 後見等開始の審判事件	432
(A) 成年後見人等からの閲覧等の申請	432
(B) 親族からの閲覧等の申請	434
(C) 本人からの閲覧等の申請	435
(2) 成年後見人等の解任の審判事件	435
(3) 後見等監督処分事件	436
(4) 本人死亡後の事件記録	437

第10章 後見登記

I 成年後見登記制度の概要	442
1 概説	442
2 成年後見登記制度の類型	442
II 登記所, 登記官	444
III 登記事項	445
1 後見等の登記	445
2 審判前の保全処分の登記	446
3 任意後見契約の登記	447
IV 登記嘱託及び登記申請	449
1 登記の嘱託・申請	449
2 登記嘱託の記載事項及び添付書面	449
3 登記申請の記載事項および添付書面	450
4 従来 of 禁治産者・準禁治産者についての戸籍から登記へ	

の移行	450
5 登記所, 登記官	450
V 登記事項の証明	451
1 証明の方法	451
2 登記事項証明書の交付請求権者	451
(1) 請求権者	451
(2) 請求権者以外の場合	452
3 登記事項証明書等の交付請求の方法	452
判例索引	455
事項索引	457

序 章

各章の概要

本書は、第1章から第10章で構成されている。共同執筆者による責任執筆であり、一部記述が重なる部分があるが、各章間の調整により、内容は統一されている。

ここで、序章として、各章の内容の要点を概観しておく。

第1章「成年後見制度の概要及び課題」

成年後見制度の発足の経緯、概要及び現在の課題が論述される。

1 成年後見制度の成立

平成11年12月1日、成年後見制度が改正され、成年後見制度関連四法が成立し、同年12月8日に公布され、平成12年4月1日から施行された。四法とは、①民法の一部を改正する法律、②任意後見契約に関する法律、③民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、④後見登記等に関する法律である。

2 促進法及び円滑化法の成立

成年後見関連四法の成立によって創設された成年後見制度であるが、国民に十分に利用されていない現状にあるとして、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（利用促進法）が、また、実務の運用における不十分な改善を促すべく「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（円滑化法）が制定されるに至った。

第2章「成年後見事件等の開始」

成年後見事件等の開始についての類型ごとに対象者、申立手続等及び留意点が論述される。

1 成年後見事件等の類型ごとの対象者

2 成年後見人・保佐人・補助人のそれぞれの権限及び資格

ア 成年後見人

成年後見は、後見開始の審判により開始する（民法838条2号）。成年後見開

始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する（民法8条）。成年後見人は、家庭裁判所が成年後見開始の審判をする際に、職権で選任する（民法843条1項）。

イ 保佐人

保佐は、保佐開始の審判により開始する（民法876条）。保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する（民法12条）。保佐人は、家庭裁判所が保佐開始の審判をする際に職権で選任する（民法876条の2第1項）。

保佐人を選任する際における考慮事項は、成年後見の場合と同様である（民法876条の2第2項、843条4項）。

ウ 補助人

補助は、補助開始の審判により開始する（民法876条の6）。補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する（民法16条）。補助人は、家庭裁判所が補助開始の審判をする際に職権で選任する（民法876条の7第1項）。

補助人を選任する際における考慮事項は、成年後見の場合と同様である（民法876条の7第2項、843条4項）。

3 類型ごとの申立権者

ア 成年後見開始の申立権者

民法上の申立権者は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官である（民法7条）。本人は、自己決定権の尊重の見地から申立権者とされているが、申立てが認められるのは事理弁識能力を回復しているときに限られる。

イ 保佐の申立権者

本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人、検察官が申立権者とされている（民法11条本文）

ウ 補助開始の申立権者

本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、検察官が申立権者とされている（民法15条本文）。

4 申立手続

5 審判等

ア 成年後見等開始の審判

任意後見制度と法定後見制度の調整の問題がある。

6 成年後見等開始の審判による資格制限等

成年後見等開始の審判が確定すると、成年後見人等が就職し、成年被後見人

等の援助の職務を開始をする一方、成年被後見人は民法7条、被保佐人は民法13条1項、2項、被補助人は民法17条1項による行為能力の制限を受ける。

7 審判前の保全処分

成年後見等開始の審判を申し立てても、審判が確定して効力が発生するまでの間に本人の財産の管理や身上監護について手当をしなければ、本人に取り返しのつかない損害が生じるおそれがあったり、本人の日常生活に不便が生じる場合がある。そのような場合に、本人の財産の保全や身上監護のため、必要な処分ができるようにしたのが審判前の保全処分である。

8 渉外事件

近時の社会の国際化に伴い、裁判においても、外国人が当事者となる事件や外国に居住する日本人が当事者となる事件が増加しており、後見の分野も例外ではない。このように、当事者の国籍、住所、常居所、居所等の法律関係を構成する諸要素が複数の国に関係を有する事件を渉外事件という。

第3章「成年後見人等の職務と権限」

成年後見人等の類型ごとに果たすべき職務、そのために有する権限、受けべき報酬等の問題が具体的に論述される。

1 選任直後の実務

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うものである（民法858条）。成年後見人がその権限を適切に行使するためには、就任後早期に、成年被後見人の財産等を管理している者からその引継ぎを受け、成年被後見人の財産状態を正確に把握した上で、収支の計画を立てる必要がある。そのため、成年後見人は、まず、成年被後見人の財産の調査をするとともに、収支の計画を立て、後見事務計画書及び財産目録を作成しなければならない（民法853条1項）。

2 財産管理

成年後見人の職務は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うことである（民法858条）。中でも、財産管理は、成年後見人の職務の中核をなすものである。この事務を行うため、成年後見人は、成年被後見人の財産の管理権（民法859条1項前段）を有するとともに、成年被後見人の

財産に関する法律行為についての代理権（民法859条1項後段）及び成年被後見人が行った法律行為の取消権（民法9条本文）を有する。成年後見人が事務を行うにあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない（民法858条）。

3 身上監護

成年後見人は、成年被後見人の財産の管理のほか、生活、療養看護の身上監護に関する事務を行う（民法858条）。身上監護の事務としては、①介護・生活維持に関する事務、②住居の確保に関する事務、③施設の入退所、処遇の監視・異議申立て等に関する事務、④医療に関する事務、⑤教育・リハビリ等に関する事務等がある。成年後見人の職務は、これらに関する法律行為及びこれに当然伴う事実行為に限られ、食事の世話や実際の介護等の事実行為は含まれない。すなわち、これらに関する契約の締結、相手方の履行の監視、費用の支払い、契約の解除等が成年後見人の事務の内容となる。

4 費用・報酬等

ア 費用

成年後見人は、その就職の初めにおいて、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理のために毎年支出すべき金額を予定しなければならない（民法861条1項）。生活費は、成年被後見人の生活に要する費用であって、食費、医療費、水道光熱費、家賃・地代、固定資産税・住民税、健康保険料、介護保険料等がある。療養看護費は、成年被後見人の療養看護に要する費用であって、医療契約、介護契約、施設入所契約等に関する費用がある。

イ 報酬

家庭裁判所は、成年後見人及び成年被後見人の資力その他の事情によって、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を成年後見人に与えることができる（民法862条）。

5 事務報告等

家庭裁判所は、成年後見人に対し、いつでも後見事務の報告、財産目録の提出を求めることができる（民法863条1項）。家庭裁判所は、成年後見人に対し、定期的に、①後見事務報告書、②財産目録、③収支報告書及び④添付資料の提出を求めている。

6 福祉制度等の利用

高齢者・障害者・生活に困窮する者を支援する法制度を紹介する。社会的弱者である成年被後見人の援助にも役立つものである。

7 トラブルへの対応

成年後見人の職務に従事していると、成年被後見人が様々なトラブルに巻き込まれることがある。また、トラブルを抱えた本人を救済するために成年後見人が開始されることもある。成年被後見人が遭遇するトラブルには様々な種類のものがあるが、そのうち代表的なものの対処方法を紹介する。

8 保佐人・補助人の実務

保佐人は、被保佐人の日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く民法13条1項各号に定められた行為及び同条2項により家庭裁判所の審判により別途定められた行為について同意権を有するとともに、これらの行為について保佐人の同意又はこれに代わる許可（民法13条3項）を得ないで被保佐人がした行為について取消権を有する（民法13条4項、120条1項）。補助人は、民法13条1項に規定する行為の一部のうち、家庭裁判所の審判により定められた行為について同意権を有する（民法17条1項）とともに、被補助人が補助人の同意を要するにもかかわらず、補助人の同意又はこれに代わる家庭裁判所の許可（民法17条3項）を得ないでした行為について取消権を有する（民法17条4項）。

第4章「後見等監督」

選任された成年後見人について、家庭裁判所が選任後もその監督に当たることが、その具体的な在り方が論述される。

家庭裁判所は、適切な成年後見人等を選任するとともに、その権限の行使につき、選任後も適正に行われているかを監視し、問題がある場合に是正するなどして、成年後見制度の運用の実効性を担保する責務を有している（民法863条、876条の5第2項、876条の10第1項）。このように、家庭裁判所による成年後見人等への監視及び監督作用を総称して後見監督等と呼んでいる。

家庭裁判所は、上記のように後見人等の職務が適正に行われているかなどを監視及び監督し、ひいては成年後見人等の不正行為を防止するため、①後見等の事務の状況を審査する後見等監督処分事件と②後見人等に報酬を付与する報酬付与事件を処理している。後見人等に対し報酬付与をする際には、後見等の事務の状況を審査することになるため、この機会が不正防止の役割を果たしている。家庭裁判所は、後見等監督にあたり、後見人等が自己又は第三者の利益のために本人の財産を不当に消費する行為に対する対処を行い、次に、後見人

等が行う後見人等事務としては不相当と考えられる行為についても、将来の不正行為を防止するために必要な範囲で、家庭裁判所が後見等監督の中で後見人等に対し指導、是正することが必要であり、行われている。

第5章「成年後見人に対する家庭裁判所の監督責任」

成年後見人が不正行為を行なった場合、その填補責任に任ずるのは成年後見人自身であるが、併せてその監督に当たる家庭裁判所の責任が問題となり、その要件等が論述される。

成年後見人が成年被後見人の財産を使い込んだ等、成年後見人の不祥事が問題となる事案が少なからずみられるようになっている。いうまでもなく、その責任は当該成年後見人が負うべきものといえるのであり、通常は、当該成年後見人について解任の審判がなされ、新たに選任された成年後見人が、成年被後見人を代理する形で、前成年後見人に対して損害賠償請求をすることになる。しかしながら、現実には、前成年後見人が使い込んだ金員を保有し続けていることは想定しにくく、着服直後に自己の利益のために費消していることが大半であろう。そのため、前成年後見人に対して損害賠償請求訴訟を提起し、認容判決を得ても、回収の見込みが立たなくなってしまう。ところで、事案によっては、前成年後見人による使い込みという事態を招いたことについて、家庭裁判所の責任も問題となるところである（民法863条、家事法124条、180条参照）。その場合、成年被後見人（実際には新たに選任された成年後見人）は、国に対し、国家賠償法に基づく損害賠償を請求することが考えられる。

第6章「成年後見の終局」

成年後見等が終局する原因及びその際に生ずる問題等が論述される。

1 終了事由等

成年後見等の終了には、後見等が必要なくなったため後見等そのものが終了した場合（絶対的終了）と、後見等そのものは終了していないが、後見人等の

交代が生じて後見人等の任務が終了した場合（相対的終了）とがあるとされる。

絶対的終了の場合は、後見等そのものが終了するため、成年後見人等は、終了の登記を申請し、管理していた財産を本人あるいは相続人に引き継ぐ義務が生じる。この場合、家庭裁判所は、成年後見等の終了認定を行い、成年後見等記録を保存に付することができる。

相対的終了の場合は、成年後見等そのものは終了してないので、家庭裁判所は、新たな成年後見人等を選任する必要が生じる（民法840条、843条2項、876条の2第2項、876条の7第2項）。

2 民法及び家事事件手続法の一部改正

平成28年4月、成年後見事務の円滑化を図るため、民法及び家事事件手続法の一部が改正され、郵便物の取扱いと死後事務について、法律上の手立てがされた（平成28年10月13日施行）

第7章「任意後見契約」

法定後見制度の他に、当事者の自己決定権を尊重する制度として任意後見制度があり、その契約内容や法定後見制度との関係等が論述される。

任意後見制度とは、自身が被保護状態に陥る前に、財産管理や身上監護に関する自己の意思、具体的には、誰にどのような方法による財産管理等をしてもらいたいのかを明示して、将来財産管理等を行う者との間で契約を取り交わしておき、自身が要保護状態に陥った後に、契約の他方当事者がこの事前の指示・合意に基づいて後見活動をするという制度であり、「任意後見契約に関する法律」（平成11年法律150号）（任意後見契約法）によって創設されたものである。任意後見制度は、自己決定の尊重の理念を非常に重要視し、福祉制度の利用者を「行政措置の対象」ではなく「契約の当事者」という能動的な主体としてとらえ直そうとするものであったといえるのであり、いわば現代型の社会福祉理念に親和する制度としての期待を担って登場したものであった。それと同時に、高齢化社会が加速的に進展し、その経費負担が増大している現状にかんがみると、潜在的な要保護者を含めて何らかの保護を必要とする者全員について法定後見制度によるカバーをすることは、現実には相当困難な状況にあるといわざるを得ず、そのため、経費負担が可能な程度に所得を有する層に対

して、報酬の支払という形態で応分のコスト負担を求めることが、任意後見制度の活用という形で期待されていたことも、付言しておかねばならないところである。

第8章「後見制度支援信託と後見制度支援預金制度」

成年後見人による不正行為を事前に防止する制度として後見制度支援信託と後見制度支援預金制度があり、その仕組みが論述される。

1 後見制度支援信託

後見制度支援信託とは、被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託し、その払戻し、解約等には家庭裁判所の指示書を必要とするという仕組みである。包括的な代理権を有する後見人であっても、家庭裁判所が発行する指示書がなければ信託財産の払戻しができないことから、本人の財産保護の確実性が高い点が最大の特徴である。

高齢社会の進展に伴い、成年後見制度に関する事件数が増加する一方、後見人等による不正行為は後を絶たず、家庭裁判所にとって、後見人等による不正行為への対処は喫緊の課題であり続けてきた。

後見制度支援信託は、被後見人の財産の適切な管理・利用を図り、親族後見人による不正を事前に防止するために家庭裁判所が採り得る選択肢（オプション）の一つとして、平成24年2月から導入された。

2 後見制度支援預金制度

後見制度支援預金とは、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金として後見人が管理し、通常使用しない金銭を後見制度支援預金口座に預け入れる仕組みである。通常の預貯金と異なり、後見制度支援預金口座に係る取引（入出金や口座解約）をする場合には、あらかじめ裁判所が発行する指示書を必要とすることで後見制度支援信託と同様に、本人が日常的に利用してきた信用組合や信用金庫で開設することができるため、近くに信託銀行等がない場合でも利用しやすくなった。

第9章「成年後見等事件の記録の閲覧・謄写」

成年後見等事件の記録を閲覧及び謄写をする手続及び要件が論述される。

成年後見、保佐、補助及び任意後見契約法に関する審判事件（本章では「後見等事件」ということがある）は、家事法の別表第一に掲げる家事審判事件であり、その記録の閲覧等（本章では、記録の閲覧若しくは謄写又は記録中の録音テープ又はビデオテープ等の複製を指すものとする）は、家事法において家事審判事件の記録の閲覧等を規定する47条の規定に服する。

家事法47条は、記録の閲覧等の申請者が家事審判事件の当事者であるのか、当事者ではなく利害関係を疎明した第三者であるのかによって、規律を区別しており、閲覧等を許可すべきか否かの要件と、閲覧等を（全部又は一部）却下する決定に対する即時抗告の可否を異ならしめている。これは、家事審判事件の当事者が記録の閲覧等を申し立てた場合について、従来の家審法時代の規律を、当事者の手続保障を拡充する方向に改正したものである。

第10章「成年後見登記制度」

戸籍とは別に創設された成年後見登記制度の仕組みが論述される。

成年後見登記制度は、登記所において、法定後見における後見開始などの審判内容や任意後見に関する事項をコンピュータシステムを利用して登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書を発行することにより、登記された情報を開示する制度である。

現行の成年後見登記制度は、「後見登記等に関する法律」（平成11年法律第152号）（後見登記法）に基づいて、それまでの戸籍への記載に代わる公示方法として新設された。

従来の禁治産宣告（現在の「後見」に相当するもの）や準禁治産宣告（現在の「保佐」に相当するもの）に関する事項は、本人（禁治産者や準禁治産者）の戸籍に記載されていたが、禁治産宣告などを受けたことなどが戸籍に記載されることについてはその者のプライバシーが公にされることから心理的な抵抗

感を抱く者が少なくなく、禁治産・準禁治産制度の利用が広がらなかった一因とされている。また、現行の成年後見制度では、保佐や補助などの類型において、各人の判断能力や状況に応じた支援を可能とするため様々な代理権を付与することができるが、これを戸籍に反映させる方法では対応できないとの理由から、現行の成年後見登記制度が採用された。